

議論の進め方について

- 特定健康診査・特定保健指導を実施するに当たり、現場で活用されている「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）」（平成25年4月厚生労働省健康局。以下「プログラム」という。）を見直すため、プログラムの項目毎に論点を整理して検討する。
 - 1 特定健康診査・特定保健指導の満たすべき要件
 - 第1回健康診査等専門委員会における参考人からの発表内容等を踏まえて、諸外国での健康診査等の要件も参考としつつ、我が国における特定健康診査・特定保健指導の満たすべき要件を整理する。
 - 2 特定健康診査の健診項目等について
 - 特定健康診査の健診項目や特定保健指導対象者の選定と階層化について基本的考え方を整理し、具体的な健診項目、質問項目や健診項目の判定値等についてどのような方法で検討するかについて整理する。
 - 3 個別の特定健康診査の健診項目等の見直し
 - 個別の特定健康診査の健診項目等の見直しについて、厚生労働科学研究及び様々な文献等による知見を踏まえて、上記1による要件をどの程度満たすものかどうか、科学的な評価を行う。
 - 4 特定健康診査・特定保健指導の評価
 - 特定健康診査では、個々の検査の対象とする健康事象もしくは検出可能な危険因子に対する感度・特異度などの精度の評価だけでなく、検査群としてのプログラムの有効性や特定保健指導を含めたシステム全体を通じて目的の達成度などの有効性・安全性・効率性も評価する必要があり、これまでの知見に加え、厚生労働科学研究補助金による研究班等を活用して、最新の科学的知見に基づき検討する。

今後のスケジュール

健康診査等指針（※）の趣旨を踏まえて、健康診査等専門委員会においては、それぞれの健康増進事業実施者が適切な健康増進事業の実施を検討する際に参考とするため、健診のあり方や健診項目に関するエビデンスを収集・分析結果を取りまとめる。

特定健診・特定保健指導に関するエビデンスの収集・分析等については、技術的な事項であるため、「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」を開催し検討を行う。

※健康増進事業者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）

健康診査等専門委員会

第1回（平成27年11月18日）
健診・検診の考え方について
評価の考え方について

特定健康診査・特定保健指導の 在り方に関する検討会

第1回（平成28年1月8日）
（保険局検討会と合同開催）
特定健康診査・特定保健指導に
関する検討体制について 等

第2回（平成28年1月19日）
特定健康診査・特定保健指導の
満たすべき要件について
特定健康診査の健診項目等について
今後の議論の進め方について 等

第3回（平成28年2月）
特定健診の健診項目について
脂質
肝機能
代謝系 等

第2回（平成28年2月）

〔健康診査等の満たすべき要件について
その他〕

↓（以降、定期的に開催）

平成28年半ば

〔中間取りまとめ
（検討会の内容を反映）〕

↓

平成29年半ば

〔報告書まとめ
…指針等の見直し〕

第4回（平成28年3月）

〔特定健診の健診項目について
尿腎機能
詳細な健診 等〕

第5回（平成28年4月）

〔特定健診の健診項目について
腹囲
その他〕

第6回（平成28年5月）

〔特定健診の健診項目について
腹囲
その他
これまでの検討の整理〕

第7回（平成28年5月）

〔標準的な質問項目について
その他〕

第8回（平成28年6月）

〔これまでの検討の総括
プログラムとしての評価について
その他〕

第9回（平成28年半ば）

〔（保険局検討会と合同開催）
中間とりまとめ〕

↓（以降、定期的に開催
主に特定保健指導について検討）

平成29年半ば

〔（保険局検討会と合同開催）
最終とりまとめ
…標準的な健診・保健指導プロ
グラム【改定版】の見直し〕